

共生型生活介護

重要事項説明書

デイサービス桜花

エフビー介護サービス株式会社

共生型生活介護 重要事項説明書

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0267-26-0807 (受付時間 : 月曜日～金曜日、9時～17時)
 担当 管理者 高橋 愛香

1. 概要

(1) 法人の概要

名称 エフビー介護サービス株式会社
 代表者役職・氏名 代表取締役・柳澤美穂
 法人所在地 長野県佐久市長土呂159番地2
 電話番号 0267-88-8188

(2) 事業所の概要

事業所名	デイサービス桜花
所在地	長野県小諸市大字八満68番地1
事業所連絡先	電話番号 0267-26-0807 FAX番号 0267-26-0818
事業所番号	2010800239 (指定年月日 : 2019年5月1日)
事業所管理者	高橋 愛香
サービス管理責任者	高橋 愛香
通常の事業の実施地域	小諸市、佐久市(旧佐久市内)、御代田町
利用定員	18名 (事業所が行う他サービスの定員を含む)
事業所が行う他のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 2070800566 ・総合支援事業通所介護相当サービス 2070800566 ・共生型児童発達支援 2050800131 ・共生型放課後等デイサービス 2050800131 ・日中一時支援事業 (小諸市 23・佐久市 8090000028・御代田町 201901)
営業日	月曜日～土曜日(ただし年末年始を除く)
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	8時30分～17時30分

(3) 事業所の設備の概要

食堂兼機能訓練室	1室 42.23㎡
地域交流室兼機能訓練室	1室 19.98㎡
機能訓練室	2室(各13.45㎡)
浴室	一般浴槽
静養室	1室2床
相談室	1室
送迎車	4台

(4) 事業所の職員体制

職 種	職員数	業務内容
管理者	1名	職員及び業務の管理
サービス管理責任者	1名以上	利用申込みに係る調整・相談・援助、生活介護計画書の作成 等
生活支援員	1名以上	利用者様へのサービスの提供
看護職員	2名以上	利用者様の心身状況の把握、健康管理等
機能訓練指導員	1名以上	利用者様の心身状態の維持・向上のための訓練・助言 等
事務員	1名以上	事務業務

2. 当事業所の特徴

(1) 事業の目的

支給決定を受けた利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の立場に立った適切な共生型生活介護の提供を確保することを目的とします。

(2) 事業の方針

- ① 利用者様が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、入浴排泄及び食事の介助、創作的活動または生産活動の機会を提供その他便宜を適切かつ効果的に行います。
- ② 地域との結び付きを重視し利用者様が所在する市町村、他事業者との連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- ③ 前2項のほか、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容、その他関係法令等を遵守し、事業を実施します。

3. サービスの内容

(1) 事業所で行う共生型生活介護の内容は、次のとおりです。

- ① 生活介護計画の作成
- ② 基本事業
 - ア) 食事の提供
 - イ) 入浴または清拭
 - ウ) 身体等の介護
 - エ) 身体機能及び日常生活能力に維持・向上のための支援
 - オ) 生活相談
 - カ) 健康管理
 - キ) 送迎サービス
 - ク) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
離床、着替え・整容、その他日常生活上必要な介護・支援・相談・助言 等

4. 料金

(1) 利用料金

提供するサービスについて厚生労働省の告示の単価（料金表）による利用料が発生します。利用者様の所得に応じて負担上限月額が設定され、利用料の1割または負担上限月額のどちらか額の小さい方が1か月あたりの利用者様負担額となります。（負担上限月額以上の負担は発生しません。）

① 基本料金

サービス名	利用料	1割の場合
共生型生活介護	6,970円/日	697円/日

② 加算

ア) 事業所の体制状況に応じて料金が加算されます。

加算項目	加算要件	料金	1割の場合
人員配置体制加算Ⅰ	通常より手厚い人員配置(利用者様1.5名に対し1名以上の配置)を行う場合	3,210円/日	321円/日
人員配置体制加算Ⅱ	通常より手厚い人員配置(利用者様1.7名に対し1名以上の配置)を行う場合	2,650円/日	265円/日
人員配置体制加算Ⅲ	通常より手厚い人員配置(利用者様2名に対し1名以上の配置)を行う場合	1,810円/日	181円/日
人員配置体制加算Ⅳ	通常より手厚い人員配置(利用者様2.5名に対し1名以上の配置)を行う場合	510円/日	51円/日
福祉専門職員配置加算Ⅰ	生活支援員のうち有資格者(社会福祉士介護福祉士等)が35%以上の場合	150円/日	15円/日
福祉専門職員配置加算Ⅱ	生活支援員のうち有資格者(社会福祉士介護福祉士等)が25%以上の場合	100円/日	10円/日
福祉専門職員配置加算Ⅲ	生活支援員等のうち常勤職員が75%以上または勤続3年以上の常勤職員が30%以上の場合	60円/日	6円/日
サービス管理責任者配置等加算	サービス管理責任者をそれぞれ1名以上配置する場合	580円/日	58円/日
常勤看護職員等配置加算Ⅰ	看護職員を常勤換算で1名以上配置する場合	280円/日	28円/日

イ) 事業所がとった対応に応じて料金が加算されます。

加算項目	加算要件	料金	1割の場合
初期加算	サービス利用の初段階(開始から30日間)	300円/日	30円/日
訪問支援特別加算(1時間未満)	継続して利用する利用者様が連続して5日間利用しなかったときに職員が居宅まで訪問して相談援助を行った場合【月2回まで】	1,870円/回	187円/回
訪問支援特別加算(1時間以上)		2,800円/回	280円/回

利用者負担上限額 管理加算	利用者様の依頼により負担 上限月額を超えて事業者が 徴収しないように負担額 徴収方法の管理を行った 場合【月1回まで】	1,500円 ／回	150円/回
欠席時対応加算	利用者様が急病等により 利用を中止した際、連絡 調整や相談援助を行った 場合【月4回まで】	940円/回	94円/回
食事提供体制加算	支給決定のある利用者様に 事業所が食事を提供した 場合	300円/日	30円/日
福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）	職員の就業環境が、国の 定めた基準を満たし整備 されている場合 (1か月あたり)	所定利用料に 8.1%を乗じた金額	
福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅱ）		所定利用料に 8.0%を乗じた金額	
福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅲ）		所定利用料に 6.7%を乗じた金額	
福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅳ）		所定利用料に 5.5%を乗じた金額	

(2) その他費用（実費）

- ① 昼食代 1食あたり750円、おやつ代 50円 （食事提供体制加算 非該当者の場合）
1食あたり450円、おやつ代 50円 （食事提供体制加算 該当者の場合）

② おむつ代

③ 創作的活動やレクリエーションにかかる材料費等

④ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で利用者様に負担頂くことが適当であると認められたものについては代金を請求します。

⑤ 通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の費用 超えた地点から1kmごとに105円

⑥ キャンセル料

利用者様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。利用者様の体調不良等やむを得ない理由がある場合は当日のキャンセルであっても、料金は請求しません。

ア) ご利用日の当日8時30分までにご連絡いただいた場合：無料

イ) 上記以外の場合：500円

(3) 支払い方法

毎月、15日前後に前月分を請求します。お支払い方法は、原則口座引き落としです。口座振替日は毎月27日とし、27日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とします。事業者は利用者様から料金の支払いを受けたときは、利用者様に対し領収書を発行します。

5. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立ち、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者様負担上限月額を確認します。受給者証に記載のご住所・支給量などに変更があった場合は、速やかに事業者にお知らせください。

使用不能	— 3,000万
人格権侵害	— 500万
見舞金	— 0.3万～5万（治療・入院等による）
事故対応費用	— 500万
経済的損害	— 100万

9. 非常災害対策

- ・ 防災設備 …… 消火器3本・スプリンクラー・自動火災報知機
- ・ 防災訓練 …… 年2回以上実施
- ・ 防火責任者 … 防火担当職員

10. 虐待の防止について

(1) 事業者は、利用者様等の人権の擁護や虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選任します。

虐待防止に関する責任者	管理者	高橋 愛香
-------------	-----	-------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備します。

④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を年2回以上実施します。

⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

⑥ 虐待の防止のための指針を整備します。

(2) 事業者は、職員または養護者（利用者様のご家族等現に養護する者）から虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するとともに、虐待の早期発見のため行政が行う調査等に協力します。

11. 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 利用者様及びご家族に関する秘密の保持について

① 事業者は、利用者様及びご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

② 事業者及び職員はサービス提供するうえで知り得た利用者様及びご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

③ 事業者は、職員に業務上知り得た利用者様及びご家族の秘密を保持させるため、在職中及び離職後もその秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

① 事業者は、利用者様からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等での使用など、他の障害福祉サービス事業者等に利用者様及びご家族の個人情報を提供することはありません。

② 事業者は、利用者様及びご家族に関する個人情報が含まれている記録物（紙面のほか、電磁的記録も含む）については、管理者の注意をもって管理し、処分の際も第三者への漏洩を防止するものとします。

③ 事業者が管理する情報については、利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正・追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。開示に際して複写料などが必要な場合は利用者様の負担となります。

12. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所における苦情対応

担 当 管理 者

電話番号 0267-26-0807

(受付時間 : 月曜日～金曜日、9時～17時)

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

小諸市福祉課

0267-22-1700

佐久市福祉部福祉課

0267-62-3147

御代田町保健福祉課福祉係

0267-32-6522

長野県障がい者支援課

026-235-7149

長野県障がい者権利擁護センター

026-235-7107

長野県社会福祉協議会

026-228-4244

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有	無
実施した直近の年月日	年	月 日
実施した評価機関名称		
評価結果の開示状況	有	無

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

共生型生活介護の提供開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者	法人	エフビー介護サービス株式会社	⑩
	法人所在地	長野県佐久市長土呂159番地2	
	事業所名称	デイサービス桜花	
	事業所番号	2010800239	
	事業所住所	長野県小諸市大字八満68番地1	
	電話番号	0267-26-0807	
	事業所管理者	高橋 愛香	

契約書及び本書面により事業者から共生型生活介護についての重要事項の交付及び説明を受け、内容について承諾しました。

利用者様	住所	〒	
	電話		
	氏名		⑩

代理人様	住所	〒	
	電話		
	氏名		⑩

連帯保証人様	住所	〒	
	電話		
	氏名		⑩